

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定により、「海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業（仮称）」に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成25年6月17日

九州地方整備局長 吉崎 収

海の中道海浜公園海洋生態科学館
改修・運営事業（仮称）

実施方針

平成 25 年 6 月

国土交通省九州地方整備局

目 次

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項	1
2. 特定事業の選定方法に関する事項	3
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
1. 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方	4
2. 選定の手順及びスケジュール	4
3. 応募者の参加資格要件	6
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	9
1. 責任分担の基本的な考え方	9
2. 想定されるリスクと責任分担	9
3. 民間事業者の責任の履行確保に関する事項	9
第 4 公共施設等の立地ならびに規模及び配置に関する事項	10
1. 立地・本施設に関する事項	10
2. 本施設の運営概要	10
第 5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	11
1. 疑義が生じた場合の措置	11
2. 管轄裁判所の指定	11
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	11
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	11
2. 本事業の継続が困難となった場合の措置	11
3. 金融機関等と九州地方整備局との協議	12
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	12
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	12
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	13
3. その他の支援に関する事項	13
第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	13
1. 使用言語	13
2. 提出書類の作成に関する事項	13
3. 実施方針等に関する現地見学会及び質問・意見の受付等	13
4. 情報公開及び情報提供	14
5. 問合せ先	14

添付書類

- 別紙 1 リスク分担表（案）
- 別紙 2 現事業者の運営状況
- 別紙 3 本事業で想定される事業スキーム図
- 様式 1 実施方針等に関する質問書
- 様式 2 実施方針等に関する意見書
- 様式 3 現地見学会申込書

第 1 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業（仮称）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

海の中道海浜公園海洋生態科学館

② 種類

都市公園法に基づく公園施設

(3) 公共施設等の管理者等

九州地方整備局長 吉崎 収

(4) 事業目的

海の中道海浜公園の公園施設である海の中道海浜公園海洋生態科学館（以下、「本施設」という。）は、平成元年 4 月に部分開館し、平成 7 年に全面開館を行っている。本施設は設置以来、九州地方整備局と独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）による設置管理協議の下、設置目的である北部九州における海洋生態に係るレクリエーション、教育、研究の拠点としての役割を果たしてきた。一方で、当初開館後 25 年が経過し、施設・設備の老朽化が進行している。

海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業（仮称）（以下、「本事業」という。）は、機構に代わり民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的な修繕・更新を行うとともに、本施設の設置目的を踏まえ長期的な管理・運営を行うことを目的とする。

(5) 事業概要

選定された民間事業者（以下、「選定事業者」という。）は、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下、「SPC」（Special Purpose Company）という。）を設立し、SPC は以下の業務を実施する。

① 設計業務

- ・設計業務
- ・その他関連業務

② 改修工事業務

- ・改修工事業務
- ・その他関連業務

③ 工事監理業務

- ・工事監理業務

- ・その他関連業務

④ 維持管理業務

- ・水族館維持管理業務
- ・駐車場維持管理業務
- ・警備業務

⑤ 運営業務

- ・水族館運営業務
- ・駐車場運営業務
- ・飲食物販業務

(6) 事業方式

SPC は本施設を改修し、維持管理及び運営業務を行う、RO (Rehabilitate-Operate) 方式により本業務を実施する。本施設は九州地方整備局が所有し、SPC は九州地方整備局から都市公園法第 5 条に基づく設置管理許可を受けるものとする。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から平成 47 年 3 月 31 日までの期間 (約 20 年間) とする。

(8) 本事業の収入及び費用に関する事項

① SPC が実施する業務について

SPC が実施する業務に係る費用は、本施設の運営から得られる収入により回収するものとする。なお、九州地方整備局は、事業契約書に特段の定めがある場合を除き、SPC に対して本事業の実施に要する費用を支払わないものとする。

② 資産の譲受けについて

SPC は、維持管理・運営業務の実施に先立ち、機構と契約を締結し本施設の営業を現在行っている事業者 (以下、「現事業者」という。) が所有する生物資産等を譲り受けるものとする。SPC は、募集要項公表時に示す金額を上限として、現事業者との交渉によって合意した金額で売買契約を締結するものとする。募集要項公表時に示す金額の上限は、80 百万円程度を見込んでいる。譲受けに係る費用は、本施設の運営から得られる収入により回収するものとする。

③ 土地・施設使用料について

SPC は、九州地方整備局に土地・施設使用料を納めるものとする。SPC は毎年度土地・施設使用料を納めることとし、事業期間中に金額の変更は予定していない。金額については、民間事業者の選定の際、募集要項公表時に示す金額を下限とし、年間の土地・施設使用料の提案を求める予定である。募集要項公表時に示す金額の下限は、10 百万円程度を見込んでいる。土地・施設使用料は本施設の運営から得られる収入により回収するものとする。

(9) 事業スケジュール

平成 26 年 8 月	事業契約の締結
平成 27 年 1 月～平成 27 年 3 月	現事業者からの引継ぎ
平成 27 年 4 月～平成 47 年 3 月	維持管理・運営期間（改修工事期間含む※）

※維持管理・運営期間中の各改修工事の実施内容、時期等については、民間事業者の提案とする。ただし、初期の改修工事のうち本施設の閉館が必要となるものについては、平成 27 年度中に完了するものとする。

(10) 本事業の実施に関する協定等

九州地方整備局は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）に定める手続きに従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。なお、詳細については募集要項公表時に示す。

① 基本協定

九州地方整備局は、選定事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

② 事業契約

九州地方整備局は、SPC との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた事業契約を締結し、SPC は、募集要項、選定事業者が提案した事業内容及び事業契約書の定めるところにより本事業を実施する。

(11) 遵守すべき法令等

SPC は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

(12) 事業期間終了時の措置

SPC は、事業期間中、前述（5）に示す各業務を適切に行うことにより、本事業の終了時においても要求水準書に示す良好な状態に保持しなければならない。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたって

九州地方整備局は、PFI 法、PFI 基本方針及び「VFM（Value for Money）に関するガイドライン」（平成 20 年 7 月 15 日改定）等を踏まえ、民間事業者が実施することにより資金の効率的かつ効果的活用が図られることが見込まれる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定結果の公表

九州地方整備局は、前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、九州地方整備局ホームページにおいて公表する予定である。なお、評価を行った結果、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

九州地方整備局は、PFI法第6条に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで民間事業者を選定する。民間事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用することを予定している。

2. 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定に関する手順及びスケジュールは、以下のとおり予定している。

日程	内容
平成25年 11月	募集要項、要求水準書、事業契約書（案）等の公表
平成25年 12月	第一次審査資料の受付
平成26年 1月	第一次審査結果の通知
平成26年 3月	第二次審査資料の受付
平成26年 5月	優先交渉権者の選定及び公表
平成26年 5月	基本協定の締結
平成26年 8月	事業契約の締結

(1) 有識者委員会の設置

九州地方整備局は、本事業に関する有識者からなる委員会（以下、「有識者委員会」という。）を設置し、審査資料に関する審査基準の審議及び民間事業者から提出された応募書類の審査・評価等を実施する。

有識者委員会 委員

包清 博之	九州大学大学院芸術工学研究院教授
亀崎 直樹	神戸市立須磨海浜水族園園長
香野 剛	公認会計士
敷地 健康	弁護士
田上 健一	九州大学大学院芸術工学研究院准教授

（五十音順、敬称略）

(2) 募集要項の公表

九州地方整備局は、特定事業の選定を行った場合は、本事業に係る募集要項について九州地方整備局ホームページにおいて公表する。

(3) 質問受付及び回答の公表

九州地方整備局は、募集要項等に関する質問を受け付け、その回答を九州地方整備局ホーム

ページにおいて公表する予定である。ただし、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(4) 第一次審査資料の受付

募集に応募しようとする民間事業者は、募集要項に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査に必要な資料を提出する。

(5) 第一次審査結果の通知

九州地方整備局は、第一次審査資料を提出した民間事業者（以下、「応募者」という。）を対象に参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。参加資格があると認められた応募者は、第二次審査資料を提出することができる。

(6) 第二次審査資料の受付

第二次審査資料の提出資格があると認められた応募者は、募集要項の定めるところにより、本事業を実施するための提案書を提出する。

(7) ヒアリング

九州地方整備局は、必要に応じて第二次審査資料の提案の内容について、ヒアリングを実施する。

(8) 優先交渉権者の選定

九州地方整備局は、第二次審査資料を提出した者を対象に、有識者委員会における審議の結果を踏まえ、第二次審査資料を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

(9) 第二次審査結果の通知及び公表

九州地方整備局は、提案を総合的に評価した結果について、第二次審査資料を提出した各応募者に通知するとともに、九州地方整備局のホームページへの掲載等により公表する。

(10) 提出書類の取扱い

① 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、九州地方整備局が、公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、九州地方整備局は、これを無償で使用することができる。なお、選定に至らなかった応募者の提出書類については返却しないものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保

護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

3. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、第1 1. (5) に示す業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるものとする。応募者を構成する企業（以下、SPCに出資を行う者を「構成企業」といい、出資を行わない者を「協力企業」という。）は、構成企業の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。なお、水族館運営業務に携わる運営企業は、本事業の構成企業であるものとする。
- ② SPC への出資については、以下の要件を満たすこととする。
 - 1) 代表企業又は構成企業である株主が SPC の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
 - 2) 代表企業又は構成企業を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
 - 3) SPC の株主は、原則として、本事業の事業協定が終了するまで SPC の株式を保有することとする。なお、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う際には、事前に九州地方整備局の書面による承諾を得るものとする。
- ③ 応募者は、応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、第1 1. (5) に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにする。また、本事業の実施に際し第1 1. (5) に掲げる業務以外の業務を担う企業を提案することは可能であるが、その場合は、具体的な役割を明らかにすること。なお、応募者の構成企業のうち1社が、第1 1. (5) に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務は、業務範囲を明確にしたうえで応募者の構成企業及び協力企業の間で分担することは差し支えないものとする。ただし、同一の者又は資本面若しくは人事面において関連のある者が、改修工事業務と工事監理業務を実施することはできないものとする。
- ④ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、九州地方整備局と協議するものとし、九州地方整備局が認めた場合はこの限りではない。
- ⑤ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業となることは認めない。
- ⑥ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業となることは認めない。
- ⑦ 上記③及び⑥において、「資本面において関連のある者」とは、当該会社が総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の役員が代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。

(2) 応募者の参加資格要件

① 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

応募者を構成する企業は、以下の要件を満たすこと。

- 1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者、民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年 7 月 26 日法律第 87 号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、破産法（平成 16 年 6 月 2 日法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者又は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき会社整理開始の申立てをした者又は整理開始を命ぜられた者にあつては、手続開始の決定がなされた後に国土交通省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- 3) 第一次審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の選定の日までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和 59 年 3 月 29 日建設省厚第 91 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- 4) 九州地方整備局が本事業に関する検討を委託した者であるパシフィックコンサルタンツ株式会社、並びにパシフィックコンサルタンツ株式会社が本事業に関するアドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- 5) 前述 2. (1) の有識者委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- 6) 暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者でないこと。
- 7) 経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- 8) 上記 4) 及び 5) において、「資本面において関連のある者」とは、当該会社が総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の役員が代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。

② 設計企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、設計業務に携わる企業（以下、「設計企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

- 1) 九州地方整備局の平成 25・26 年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。
- 2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 3) 設計業務を複数の設計企業が分担して実施する場合にあつては、いずれの設計企業においても、上記 1) 及び 2) を満たしていること。
- 4) 配置予定の技術者の資格及び実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件は募集要項公表時に示す。

③ 工事企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、改修工事業務に携わる企業（以下、「工事企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

- 1) 九州地方整備局の平成 25・26 年度における建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。
- 2) 改修工事業務を複数の工事企業が分担して実施する場合にあつては、上記 1) について、自らが実施する業務に該当する分野の一般競争参加資格の決定を受けていること。
- 3) 配置予定の技術者の資格及び実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件は募集要項公表時に示す。

④ 工事監理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、工事監理業務に携わる企業（以下、「工事監理企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

- 1) 九州地方整備局の平成 25・26 年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。
- 2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 3) 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して実施する場合にあつては、いずれの工事監理企業においても、上記 1) 及び 2) を満たしていること。
- 4) 配置予定の技術者の資格及び実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件は募集要項公表時に示す。

⑤ 維持管理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、維持管理業務に携わる企業（以下、「維持管理企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

- 1) 平成 25・26・27 年度における一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

- 2) 維持管理業務を行うにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
- 3) 維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して実施する場合にあっては、いずれの維持管理企業においても上記1)を満たすとともに、上記2)については、自らが実施する業務を行うにあたって必要な資格を有すること。

⑥ 運営企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、運営業務に携わる企業（以下、「運営企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

- 1) 運営企業は平成 25・26・27 年度における一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有するものであること。
- 2) 運営業務を行うにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
- 3) 運営業務を複数の運営企業が分担して実施する場合にあっては、いずれの運営企業においても、上記1)を満たすとともに、上記2)については、自らが実施する業務を行うにあたって必要な資格を有すること。
- 4) 運営業務のうち、水族館運営業務に携わる運営企業は、日本国内で水族館又は水族館に類する施設の運営実績を有すること。なお、子会社等が運営実績を有する企業も含む。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1. 責任分担の基本的な考え方

九州地方整備局と SPC は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

2. 想定されるリスクと責任分担

九州地方整備局と SPC のリスク分担は、原則として別紙1「リスク分担表（案）」によることとする。なお、具体的な責任分担については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、募集要項公表時に示す。

3. 民間事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

九州地方整備局は、事業契約に基づいて SPC が実施する業務の履行を確保するため、事業契約の保証を求めることを予定している。契約保証金の額、対象期間等の詳細については、募集要項公表時に示す。

(2) 事業の実施状況の監視及び改善勧告

九州地方整備局は、SPC が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成していることを確認するため、本事業の実施に関する各業務の

業績及び実施状況について監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。なお、詳細については募集要項公表時に示す。

第4 公共施設等の立地ならびに規模及び配置に関する事項

1. 立地・本施設に関する事項

本施設の立地、既存設備に関する事項を以下に示す。

(1) 海洋生態科学館

所在地	海の中道海浜公園内（福岡県福岡市東区西戸崎 18-28）
竣工	I 期工事：平成元年、II 期工事：平成 7 年
構造	（躯体）RC 造 一部 S 造、SRC 造（屋根）膜構造
延床面積	21,400 m ²
建築規模	地上 4 階、地下 1 階

項目	主な施設・設備
建築本体	躯体（RC 造 一部 S 造、SRC 造）・膜屋根・外部タイル仕上げ
衛生設備	受水槽、湧水槽、汚雑排水槽、消火水槽、トイレ衛生機器、消火設備
熱交換器	熱交換器、冷凍機
電気設備	受変電設備、放送・映像設備、配電盤、自家発電機設備
	エレベーター3 基（油圧式）、自動火災報知設備、中央監視設備
水槽	総水槽数 78 槽、総水槽容量約 6,500 m ³
空調設備	空調設備、冷却塔
ろ過設備	ろ過槽数 171 槽（圧力式、重力式）、総ろ過槽容積約 610 m ³
	海水貯留槽（容量 600 m ³ ×2）、海水受水槽・排水槽、水質調整設備

(2) 駐車場

駐車可能台数 大型 18 台 普通 382 台 身障者 8 台

2. 本施設の運営概要

本施設の過去の運営状況に関する事項を以下に示す。

また、過去の入館者数、現事業者の収支概要及び人員体制について、別紙 2「現事業者の運営状況」に示す。

(1) 海洋生態科学館

開館時間	9:30～17:30（3月1日～7月13日、9月1日～11月30日）
	9:00～21:30（7月14日～8月31日）

	9:30～21:30（4月28日～5月6日、9月1、2、8、9、15、16、17日） 10:00～17:00（12月1日～2月末日） 10:00～21:00（12月22日～25日） ※入館は閉館の1時間前まで ※平成24年度の実績
休館日	2月の第1月曜日とその翌日
入館料金	①一般 大人 2,100円 中学生 1,150円 小学生 800円 幼児（4歳以上） 550円 シニア（65歳以上） 1,680円 ②年間パスポート（発行日から1年間有効） 大人 4,300円 中学生 2,400円 小学生 1,700円 幼児（4歳以上） 1,200円

（2）駐車場

利用料金 大型車 1,500円 普通車 500円 原付自転車・自動二輪車 250円

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

事業計画、基本協定、又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、九州地方整備局と選定事業者又はSPCは誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、九州地方整備局又はSPCの責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2. 本事業の継続が困難となった場合の措置

上記1.の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

（1）SPCの責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① SPCの提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約書で定めるSPCの責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、九州地方整備局はSPCに対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提

出及び実施を求めることができるものとする。また、SPC が当該期間内に改善することができなかつた場合は、九州地方整備局は事業契約を解除することができるものとする。

- ② SPC の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、九州地方整備局は事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①及び②の規定により九州地方整備局が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、九州地方整備局は SPC に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 九州地方整備局の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 九州地方整備局の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、SPC は事業契約を解除できるものとする。
- ② 上記①の規定により SPC が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、SPC は九州地方整備局に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力その他九州地方整備局又は SPC のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、九州地方整備局と SPC は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が整わないときは、九州地方整備局又は SPC は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により九州地方整備局又は SPC が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。
- ④ 不可抗力の定義については、募集要項公表時に示す。

3. 金融機関等と九州地方整備局との協議

九州地方整備局は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、予め SPC に本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

SPC が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、九州地方整備局は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合は、九州地方整備局は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討を行うものとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

SPC が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、九州地方整備局はこれらの支援を SPC が受けることができるように協力するものとする。

3. その他の支援に関する事項

九州地方整備局は、SPC による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、九州地方整備局は必要に応じて協力する。

第 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 使用言語

本事業に関して使用する言語は日本語とする。

2. 提出書類の作成に関する事項

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

3. 実施方針等に関する現地見学会及び質問・意見の受付等

(1) 実施方針等に関する現地見学会

九州地方整備局は、本事業への参加を予定している者に対し、本実施方針等に関する現地見学会を実施する。

① 実施日

平成 25 年 6 月 24 日（月）、25 日（火）

時間等詳細については、様式 3「現地見学会申込書」受領後に各参加希望者に電子メールにより通知する。

② 申込書提出先

下記 5. の問合せ先に同じ。平成 25 年 6 月 19 日（水）12 時までに様式 3「現地見学会申込書」に必要事項を記入の上、提出すること。

(2) 実施方針等に関する質問・意見受付

九州地方整備局は、実施方針等に記載された内容に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

平成 25 年 6 月 26 日（水）～7 月 2 日（火）17 時まで

② 提出先

下記 5. の問合せ先に同じ。

③ 作成方法

「実施方針等に関する質問書」（様式 1）、「実施方針等に関する意見書」（様式 2）を用いること（Microsoft Excel2000 以上で対応可能なバージョンにより作成すること）。

④ 提出方法

電子メールの添付ファイルとして、下記 5. の問合せ先に送信し、送信後、電話により整備局の着信を確認すること。

（3）実施方針等に関する質問回答

上記（2）により受け付けた質問及びこれに対する回答は、7 月 31 日（水）までに九州地方整備局ホームページにおいて公表する予定である。なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

（4）実施方針の変更

九州地方整備局は、実施方針等公表後における民間事業者からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更することがある。変更した場合は速やかに公表する。

4. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、九州地方整備局ホームページを通じて適宜行う。

(http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/park/index_pfi.html)

5. 問合せ先

本事業に関する問合せ先は、以下のとおりである。

九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

住所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 7 号 福岡第二合同庁舎

TEL：092-471-6331（代）

FAX：092-471-6397

E-mail：aquarium-pfi@qsr.mlit.go.jp

なお、実施方針等の内容について電話での直接回答は行わない。

別紙1 リスク分担表（案）

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			九州地方整備局	SPC	
共通	募集リスク	応募手続リスク	募集要項等公表資料の誤り、内容の変更により生じる追加費用等	○	
		契約リスク	九州地方整備局の責めに帰すべき事由により、選定事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等	○	
			選定事業者の責めに帰すべき事由により、契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等		○
			九州地方整備局及び選定事業者のいずれの責めにも帰さない事由により、契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等	○※1	○※1
	制度関連リスク	法令変更リスク	法令の変更・新設による増加費用等		○
		税制変更リスク	税制の変更・新設による増加費用等		○
		許認可リスク	九州地方整備局が取得すべき許認可の遅延により生じる増加費用等	○	
			SPCが取得すべき許認可の遅延により生じる増加費用等		○
		政策変更リスク	九州地方整備局の政策変更により、事業の内容が変更又は中止される場合に生じる増加費用等	○	
	社会リスク	住民対応リスク	九州地方整備局の提示条件に関する地域住民の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等	○	
			上記以外の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等		○
		環境問題リスク	SPCが行う業務に関する騒音、振動、有害物質の排出等により生じる増加費用等		○
		第三者賠償リスク	九州地方整備局の提示条件、指示により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○	
上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任				○	
経済リスク	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保に関する費用等		○	
	金利リスク	市場金利の変動による追加費用等		○	
	物価変動リスク	物価変動による追加費用等		○	
事業中止・延期リスク	九州地方整備局の政策変更、指示等による事業の中止又は延期		○		
	上記以外の事由による事業の中止又は延期			○	
不可抗力リスク	地震・風水害等の自然災害、又は戦争・暴動等の人為的な事象により生じる追加費用等	○※2	△※2		

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			九州地方整備局	SPC	
設計・改修工事段階	計画変更リスク	九州地方整備局の指示による設計変更に伴う追加費用等	○		
		上記以外の事由による設計変更に伴う追加費用等		○	
	工事費増大リスク	九州地方整備局の指示により生じる追加費用等	○		
		上記以外の事由により生じる追加費用等		○	
	工事遅延リスク	九州地方整備局の指示による工事完了の遅延に伴う追加費用等	○		
		上記以外の事由による遅延に伴う追加費用等		○	
	工事監理リスク	工事監理の不備等による増加費用等		○	
性能リスク	要求水準の未達による増加費用等		○		
施設損傷リスク	九州地方整備局への引渡し前に施設に生じた損傷		○		
維持管理・運営段階	計画変更リスク	九州地方整備局の指示により生じる追加費用等	○		
		上記以外の事由により生じる追加費用等		○	
	性能リスク	要求水準の未達による増加費用等		○	
	維持管理リスク	維持管理費増大リスク	九州地方整備局の指示により生じる追加費用等	○	
			上記以外の事由により生じる追加費用等		○
		施設瑕疵リスク	瑕疵担保期間中に発見された施設の瑕疵の修復費用		○
			瑕疵担保期間終了後に発見された施設の瑕疵の修復費用	○	
		施設損傷リスク	施設の劣化に対してSPCが適切な維持管理業務を実施しなかったことによる施設の損傷に伴う費用等		○
			SPCの責めに帰すべき事由による事故・火災発生等による施設の損傷に伴う費用等		○
	入館者、生物に帰すべき事由による施設の損傷に伴う費用等		○		
	運営リスク	運営費増大リスク	九州地方整備局の指示により生じる追加費用等	○	
			上記以外の事由により生じる追加費用等		○
需要変動リスク		利用者の増減		○	
利用者対応リスク		SPCの業務範囲についての利用者からの苦情やトラブル等への対応		○	
		上記以外の利用者からの苦情やトラブル等への対応	○		
生物リスク	生物の病気、死滅に伴う費用等		○		
契約終了時	性能リスク	事業終了時における施設の性能の確保		○	
	移管手続リスク	事業終了時の業務移管に関する諸費用及びSPCの清算手続きに伴う評価損益等		○	

凡例 ○：主分担 △：従分担

※1 九州地方整備局及びSPCに生じた費用等はそれぞれ自らが負担するものとする。

※2 原則として九州地方整備局の負担とするが、一定の金額まではSPCが負担する。

別紙2 現事業者の運営状況

1. 海の中道海洋生態科学館 入館者数の推移

	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
大人	563,859	530,705	637,205	663,516	741,295	549,123	1,199,843	787,005
中学	21,016	26,399	27,351	32,274	31,599	29,072	61,743	55,017
小学	93,337	82,333	86,707	84,291	100,164	80,967	176,002	127,951
幼児	45,504	41,889	39,591	42,215	44,352	33,369	69,855	49,327
無料	80,366	74,306	84,877	87,537	97,857	72,928	155,481	104,384
合計	804,082	755,632	875,731	909,833	1,015,267	765,459	1,662,924	1,123,684

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
大人	613,637	529,204	507,682	509,943	475,273	479,850	476,812	472,569
中学	45,768	39,822	37,151	33,579	28,605	25,948	23,963	21,445
小学	103,495	92,430	97,587	100,682	92,746	97,999	98,654	101,193
幼児	42,004	41,592	45,002	48,525	45,957	48,181	50,330	50,143
無料	82,424	71,711	69,601	69,897	64,954	65,612	65,404	64,894
合計	887,328	774,759	757,023	762,626	707,535	717,590	715,163	710,244

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
大人	477,235	486,651	481,930	463,513	491,196	430,451	444,033	453,907	13,466,437
中学	16,972	18,758	18,627	18,075	17,619	17,983	18,212	18,316	685,314
小学	88,782	94,622	98,535	94,475	98,358	86,717	87,521	90,084	2,355,632
幼児	48,837	58,959	56,653	53,802	56,868	51,443	55,279	59,417	1,179,094
無料	63,582	66,193	65,839	63,125	66,540	58,666	60,543	90,084	1,846,805
合計	695,408	725,183	721,584	692,990	730,581	645,260	665,588	683,913	19,505,387

※「幼児」は4歳以上

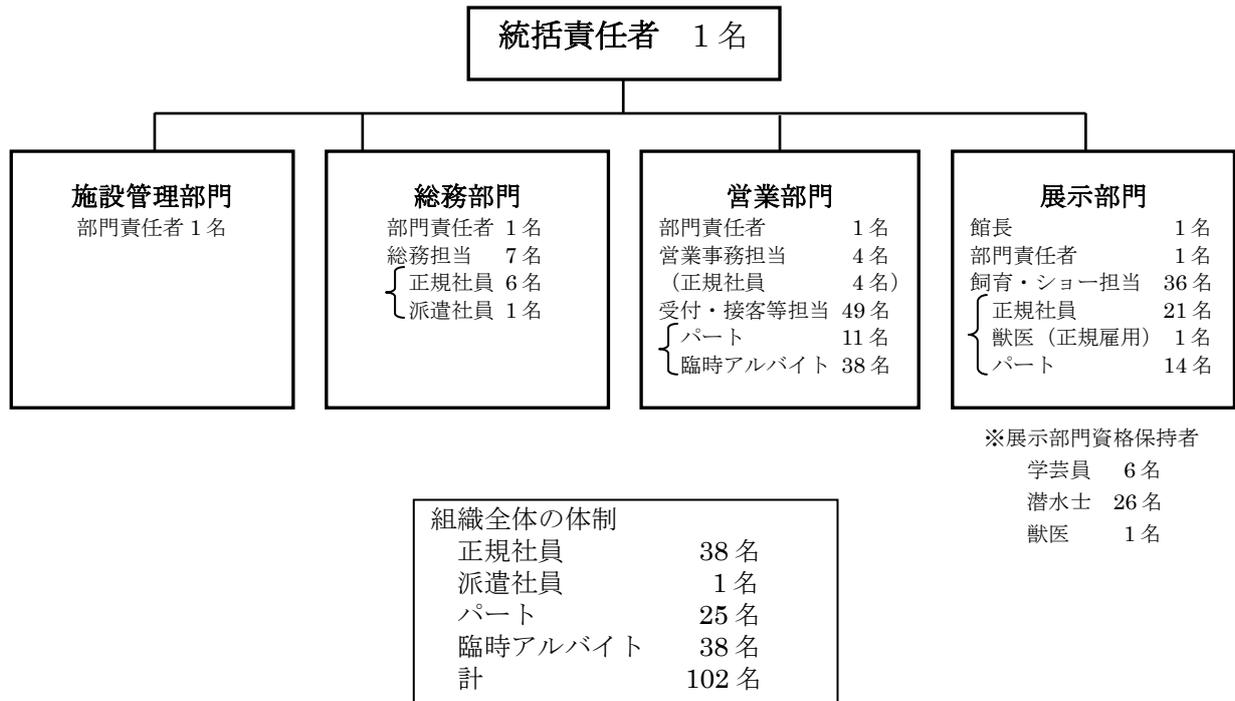
2. 海の中道海洋生態科学館 収支概要（平成23年度）

		(千円)
収入の部	1. 入園館料	865,724
	2. 付帯事業(売店・食堂等)収入	206,102
	3. その他	57,871
	合計	1,129,697
支出の部	1. 人件費	285,364
	2. 生物関連費(生物購入、医療、飼料等)	25,299
	3. 光熱水費	114,198
	4. 外注費(維持工事、普及宣伝費、行事・催事等)	217,160
	5. その他	333,471
合計	975,492	

※駐車場の収支を除く

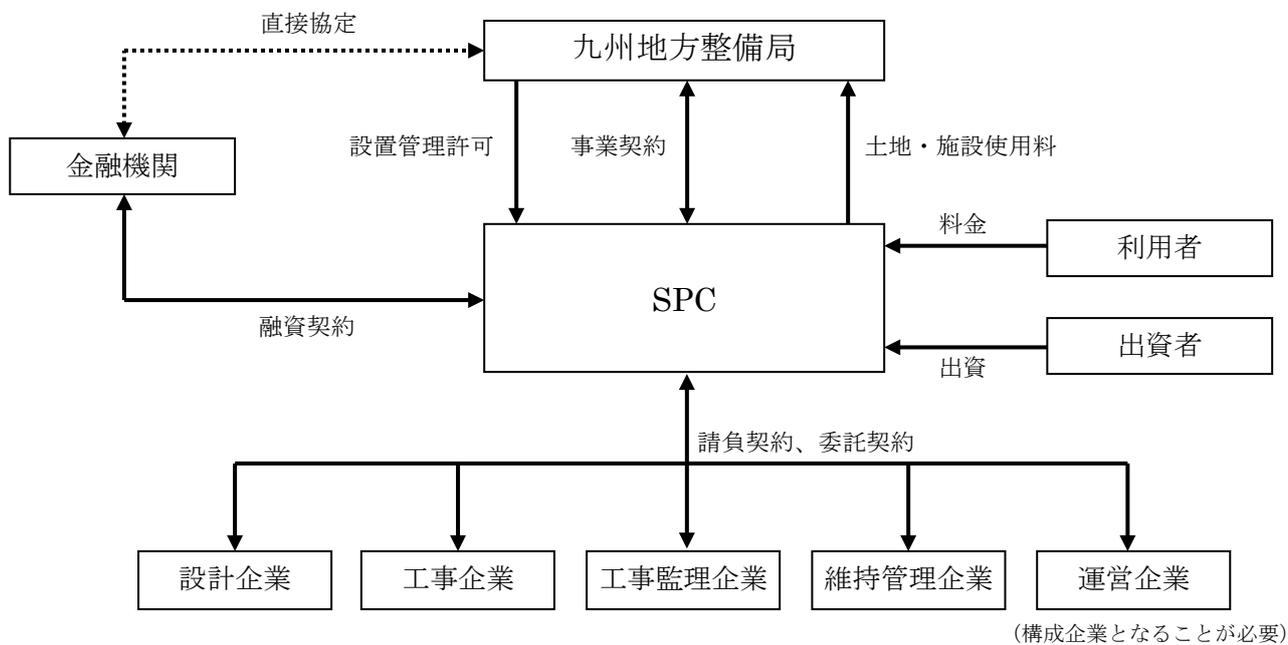
3. 海の中道海洋生態科学館 人員体制図（平成 25 年 3 月末時点）

平成 25 年 3 月末時点での現事業者の運営体制は、以下のとおりである。



別紙3 本事業で想定される事業スキーム図

本事業においては、以下のような事業スキームを想定している。



様式1 実施方針等に関する質問書

実施方針等に関する質問書（Microsoft Excel）を別途ダウンロードすること。

様式1

平成 年 月 日

実施方針等に関する質問書

「海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業（仮称）」に関する実施方針等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電 話	
	FAX	
	E-mail	

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容
「実施方針」に関する事項								
(記載例)	7	第2	3	(2)	①	2)	応募者を構成する企業に共通の参加資格要件	...
(記載例)	16		別紙1				リスク分担表(案)	...
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
「要求水準書(骨子案)」に関する事項								
(記載例)	2	第1	3	(1)	ア	①	設計業務	...
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								

※適宜、行の挿入・削除を行ってください。

※不開示を希望する質問についてはその旨を記載してください。

様式2 実施方針等に関する意見書

実施方針等に関する意見書（Microsoft Excel）を別途ダウンロードすること。

様式2

平成 年 月 日

実施方針等に関する意見書

「海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業（仮称）」に関する実施方針等について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	意見の内容
「実施方針」に関する事項								
(記載例)	7	第2	3	(2)	①	2)	応募者を構成する企業に共通の参加資格要件	...
(記載例)	16		別紙1				リスク分担表(案)	...
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
「要求水準書(骨子案)」に関する事項								
(記載例)	2	第1	3	(1)	ア	①	設計業務	...
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								

※適宜、行の挿入・削除を行ってください。

※不開示を希望する意見についてはその旨を記載してください。

様式3 現地見学会申込書

現地見学会申込書（Microsoft Word）を別途ダウンロードすること。

平成 年 月 日

現地見学会申込書

「海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業（仮称）」の実施方針等に関する現地見学会への参加を申し込みます。

会社名	
参加者氏名	

※定員は 2 名とし、本事業への参加を予定する者に限ります。グループ単位での応募も可としますが、その場合の定員は各社 2 名かつ合計 6 名とします。なお、グループ単位で応募する場合には、上表を適宜追加してください。

※詳細の日程は後日、下記の連絡先に連絡いたします。

※九州地方整備局への申込後、必ず整備局に対して受信確認を行ってください。

※当日は、後日送付する案内資料に基づき必要な資料等を持参してください（当日の配布はありません）。

（担当者連絡先）※グループ単位で応募する場合は各社ごとに記載

所属部署：

役職名：

氏名：

電話番号：

FAX 番号：

E-mail：